

最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかな回復に向かうことが期待されているところ、昨年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランでは、最低賃金を年率3%程度を目途として引き上げるとともに、それに向けて、中小企業や小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図ることとされた。

こうした中、労働者を取り巻く情勢は、今年のいわゆる春闘において4年連続で2%台の賃上げがなされたものの、伸び率と金額は共に昨年と比べて鈍化しており、また、昨年度改定後の神奈川県最低賃金の930円は、年収換算すると200万円に満たず、いまだワーキングプアを解消できない水準である。

個人消費を拡大し、経済の好循環を確かなものとするためには、賃金の引上げを全ての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要であり、その実現に当たっては、中小企業や小規模事業者への支援策の実効性を高めることや、コストの増加に伴う取引価格への転嫁を阻害する行為に対する指導等が求められ、さらに本年3月に働き方改革実現会議で決定された働き方改革実行計画の取組を推進させる必要もある。

よって、国におかれては、平成29年度の神奈川県最低賃金の改定に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、改定すること。
- 2 中小企業や小規模事業者への支援に関し、国として実施している各施策における神奈川県での活用実績等の成果の見える化を図り、各施策の実効性を高めるとともに、公正な取引関係の確立に向け、為替変動、資材高騰、物価上昇等によるコストの増加に伴う価格転嫁を阻害する行為への適切な指導及び監視体制の強化を図ること。
- 3 働き方改革実行計画の取組と連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃金引上げと労働生産性向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 宛て  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
神奈川労働局長

意見書案第7号

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成29年6月19日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 吉沢章子

” 沼沢和明

” 山田益男

## ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

昨年12月に成立したIR推進法（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律）は、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において附帯決議が付され、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備、ギャンブル等依存症患者の相談体制及び臨床医療体制の強化などを政府に求めることとされた。

これを受けて、本年3月、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議がギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理を公表するなど、対策が講じられているところである。

ギャンブル等依存症は、自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題を生じさせるとともに、IR推進法の実施法が制定されれば、カジノ施設を含む複合観光施設の設置が可能となることから、ギャンブル等依存症対策は非常に重要な課題である。

よって、国におかれては、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 ギャンブル等依存症の実態を正確に把握すること。
- 2 公営ギャンブル等は、所管官庁が複数にわたることから、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための体制の構築について検討すること。
- 3 ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な施策及び実施方法を早急に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

宛て

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

金融担当大臣

消費者及び食品安全担当大臣

国家公安委員会委員長